

松山市公設水産地方卸売市場車両の出入りに関する要綱

松山市要綱第43号

平成23年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市公設水産地方卸売市場への車両の出入りに関し、松山市公設水産地方卸売市場業務条例（平成23年条例第17号）第82条の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(出入りの許可)

第2条 松山市公設水産地方卸売市場（以下「市場」という。）へ車両で出入りする者（運送業者その他臨時的に市場に入場する者を除く。）は、車両出入り許可申請書（第1号様式）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により車両の出入りを許可したときは、車両出入り許可証（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の許可を受けた者は、市場へ車両で出入りする際、車両出入り許可証を車両の左正面に掲示しなければならない。

4 運送業者その他臨時的に市場へ出入りする者は、入退場の際守衛に申し出て、その指示に従わなければならない。

(交通規制)

第3条 市場内へ車両で出入りする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市場内に駐車する際は、指定された場所以外に駐車しないこと。

(2) 市場内の自動車制限速度は、時速20キロメートルとし、常に安全を確認して走行すること。

(3) 駐車区画を横断し、又は縦断しないこと。

(4) 警笛をみだりに鳴らさないこと。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

車両出入り許可申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所.....

商 号.....

申 請 者.....印

買受番号.....

松山市公設水産地方卸売市場車両の出入りに関する要綱第 2 条第 1 項の規定により，下記のとおり申請します。

所 属 団 体 名			
入 場 を 必 要 と す る 用 務			
所 有 者	住所	氏名	
申 請 区 分	1 新規 2 変更	3 紛失，破損等による再発行 4 更新	
車 両 番 号	当該車両番号		
車 両 の 種 別	1 乗用車 2 大型トラック (2t 以上) 3 大型トラック (2t 未満)	4 軽四トラック 5 ライトバン 6 その他の車両 ()	
許 可 証 番 号	※	旧許可証番号 (再発行の場合にのみ)	
備 考			

注 交付を受けた入場許可証を必要としなくなった場合は，必ず返納すること。また，許可証に変更の事由が生じた時は，必ず届け出ること。

（記入要領）

- 1 入場を必要とする用務の欄は，市場内にある会社等の所有車両である場合は，記入不要とする。
- 2 申請区分の欄及び車両の種別の欄は，該当する番号を○で囲むこと。
- 3 2 台以上の車両について同時に許可を受けようとする者は，当該車両の所有者，車両番号その他の情報を別紙に記載して提出すること。
- 4 ※欄は，開設者において記入。

(別紙)

商号						
許可証 番号	所 有 者	車 両 番 号	申請区分	車両種別	申請年月日	備 考

※申請区分の欄及び車両種別の欄は，番号を記入すること。

第 2 号様式（第 2 条関係）

<u>車両出入り許可証</u>					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">第</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">番</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 交付日 平成 年 月 </td> </tr> </table>	第	番	交付日 平成 年 月	
第	番				
交付日 平成 年 月					
商 号					
車 両 番 号					
松山市		水産市場			

車両出入り許可証

寸法 タテ 1 0 . 4 c m

ヨコ 7 . 4 c m